
商工組合中央金庫法の廃止等に伴う本協会諸規則の一部改正について

日証協 平 20 . 9 . 16

本協会では、9月16日の自主規制会議において、「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」、「債券のフェイルの解消に関する規則」、「金融商品仲介業者に関する規則」及び「特別会員の組織する団体等に対する業務委託に関する規則」の一部を改正し、10月1日をもって施行することとした。

本改正は、「商工組合中央金庫法」の廃止及び「株式会社商工組合中央金庫法」の施行に伴うものである。規則改正の趣旨骨子、新旧対照表は以下のとおり。

商工組合中央金庫法の廃止等に伴う本協会諸規則の一部改正について

平成 20 年 9 月 16 日

日 本 証 券 業 協 会

1 . 改正の趣旨

「商工組合中央金庫法」の廃止及び「株式会社商工組合中央金庫法」の施行に伴い、本協会諸規則の一部改正を行うこととする。

2 . 改正の骨子

- (1) 「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」
 - ・ 短期社債等の定義のうち、「商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債（以下「短期商工債」という。）」を削る。（第3条第2号）
 - ・ 国内ＣＰ等の勧誘を行う場合の取扱いについての適用を受けない国内ＣＰ等から「短期商工債」を削る。（第6条）
 - ・ 勧誘によらず売り付ける場合の取扱いについての適用を受けない国内ＣＰ等から「短期商工債」を削る。（第7条）
- (2) 「債券のフェイルの解消に関する規則」

債券の定義のうち、「商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債」を削る。（第2条第3号）
- (3) 「金融商品仲介業者に関する規則」

「商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、」を削る。（第2条第11号）
- (4) 「特別会員の組織する団体等に対する業務委託に関する規則」

「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。（第1条第1号）

3 . 施行時期

この改正は、平成20年10月1日から施行する。

以 上

国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則の一部改正について

平成 20 年 9 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則 (定 義) 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 国内ＣＰ 金商法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げる約束手形及び同項第 17 号に掲げる証券又は証書で同項第 15 号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたものをいう。 2 短期社債等 社債等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 127 条において準用する同法第 66 条（第 1 号を除く。）に規定する振替外債のうち、社債等の振替に関する命令第 3 条第 11 項に規定する短期外債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第 139 条の 12 第 1 項に規定する短期投資法人債（以下「短期投資法人債」という。）信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債（以下「短期債」という。）及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債（以下「短期農林債」という。）をいう。 3 国内ＣＰ等 国内ＣＰ及び短期社債等をいう。 4 私募 新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘のうち、金商法第 2 条第 3 項第 2 号イ及びロに該当するものをいう。 5 私募社債 私募により国内において発行される有価証券のうち、次に掲げるものをいう。 イ 金商法第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。）並びに同項第 17 号に掲げる有価証券で同項第 1 号から第 5 号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。）	国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則 (定 義) 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 国内ＣＰ 金商法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げる約束手形及び同項第 17 号に掲げる証券又は証書で同項第 15 号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたものをいう。 2 短期社債等 社債等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 127 条において準用する同法第 66 条（第 1 号を除く。）に規定する振替外債のうち、社債等の振替に関する命令第 3 条第 11 項に規定する短期外債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第 139 条の 12 第 1 項に規定する短期投資法人債（以下「短期投資法人債」という。）<u>商工組合中央金庫法第 33 条ノ 2 に規定する短期商工債（以下「短期商工債」という。）</u>信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債（以下「短期債」という。）及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債（以下「短期農林債」という。）をいう。 3 国内ＣＰ等 国内ＣＰ及び短期社債等をいう。 4 私募 新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘のうち、金商法第 2 条第 3 項第 2 号イ及びロに該当するものをいう。 5 私募社債 私募により国内において発行される有価証券のうち、次に掲げるものをいう。 イ 金商法第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。）並びに同項第 17 号に掲げる有価証券で同項第 1 号から第 5 号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。）

新	旧
□ 金商法第2条第1項第11号に掲げる投資 法人債券 （国内ＣＰ等の勧誘を行う場合の取扱い） 第6条 協会員が顧客に対し国内ＣＰ等（短期債及び短期農林債を除く。）の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下「勧誘」という。）を行うに当たっては、発行体と協会員との間で締結する買取り並びに販売に関する契約書等において定める「発行体等に関する説明書」等を当該顧客の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。 （勧誘によらず売り付ける場合の取扱い） 第7条 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに国内ＣＰ等（短期投資法人債、短期債及び短期農林債を除く。）の売付け又は売付けの媒介（委託の媒介を含む。）を行う場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。ただし、顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を経由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者の勧誘に基づくものである場合を除く。 付 則 - この改正は、平成20年10月1日から施行する。 - 株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）附則第38条の規定により、なお効力を有するとされた短期商工債は、改正前の規定を適用する。	□ 金商法第2条第1項第11号に掲げる投資 法人債券 （国内ＣＰ及び短期社債等の勧誘を行う場合の取扱い） 第6条 協会員が顧客に対し国内ＣＰ及び短期社債等（<u>短期商工債</u>、短期債及び短期農林債を除く。）の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下「勧誘」という。）を行うに当たっては、発行体と協会員との間で締結する買取り並びに販売に関する契約書等において定める「発行体等に関する説明書」等を当該顧客の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。 （勧誘によらず売り付ける場合の取扱い） 第7条 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに国内ＣＰ等（短期投資法人債、<u>短期商工債</u>、短期債及び短期農林債を除く。）の売付け又は売付けの媒介（委託の媒介を含む。）を行う場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。ただし、顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を経由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者の勧誘に基づくものである場合を除く。

債券のフェイルの解消に関する規則の一部改正について

平成 20 年 9 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
債券のフェイルの解消に関する規則	債券のフェイルの解消に関する規則
(定 義)	(定 義)
第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
1	1
ゝ (現行どおり)	ゝ (省 略)
2	2
3 債券 社債等の振替に関する法律(以下「社振法」という。)第 2 条第 1 項各号に規定する「社債等」のうち、以下のものをいう。	3 債券 社債等の振替に関する法律(以下「社振法」という。)第 2 条第 1 項各号に規定する「社債等」のうち、以下のものをいう。
イ 社債(新株予約権付社債及び社振法第 66 条第 1 号に規定する短期社債を除く。)	イ 社債(新株予約権付社債及び社振法第 66 条第 1 号に規定する短期社債を除く。)
ロ 国債	ロ 国債
ハ 地方債	ハ 地方債
ニ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債(同法第 139 条の 12 第 1 項に規定する短期投資法人債を除く。)	ニ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債(同法第 139 条の 12 第 1 項に規定する短期投資法人債を除く。)
ホ 保険業法に規定する相互会社の社債(同法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債を除く。)	ホ 保険業法に規定する相互会社の社債(同法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債を除く。)
ヘ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債(転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債並びに同法第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債を除く。)	ヘ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債(転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債並びに同法第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債を除く。)
ト 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利(社振法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げるもの並びに信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債を除く。)	ト 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利(社振法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げるもの並びに <u>商工組合中央金庫法第 33 条ノ 2 に規定する短期商工債</u> 、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債を除く。)
チ 外国又は外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するもの及び社振法第 127 条において準用する同法第 66 条(第 1 号を除く。)に規定する振替外債のうち、社債等の振替に関する命令第 3 条第 11 項に規定する短期外債を除く。)に表示されるべき権利	チ 外国又は外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するもの及び社振法第 127 条において準用する同法第 66 条(第 1 号を除く。)に規定する振替外債のうち、社債等の振替に関する命令第 3 条第 11 項に規定する短期外債を除く。)に表示されるべき権利
4	4
ゝ (現行どおり)	ゝ (省 略)
10	10

新	旧
付 則 1 この改正は、平成20年10月 1 日から施行する。 2 株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）附則第38条の規定により、なお効力を有するとされた短期商工債は、改正前の規定を適用する。	

金融商品仲介業者に関する規則の一部改正について

平成 2 0 年 9 月 1 6 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
金融商品仲介業者に関する規則 (定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ゝ (現行どおり) 10 11 短期社債等 国内CP・私募社債勧誘等規則の第 3 条第 2 号に規定する短期社債等のうち、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債以外のものをいう。 12 ゝ (現行どおり) 15 付 則 1 この改正は、平成20年10月 1 日から施行する。 2 株式会社商工組合中央金庫法（平成19 年法律第74号）附則第38条の規定により、なお効力を有するとされた短期商工債は、改正前の第 2 条第11号及び第11条（第 1 号口及び八を除く。）の規定を適用する。	金融商品仲介業者に関する規則 (定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ゝ (省 略) 10 11 短期社債等 国内CP・私募社債勧誘等規則の第 3 条第 2 号に規定する短期社債等のうち、<u>商工組合中央金庫法第33条ノ 2 に規定する短期商工債</u>、信用金庫法第54条の 4 第 1 項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第 1 項に規定する短期農林債以外のものをいう。 12 ゝ (省 略) 15

特別会員の組織する団体等に対する業務委託に関する規則の一部改正について

平成 2 0 年 9 月 1 6 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
特別会員の組織する団体等に対する業務委託に関する規則 (委託先団体) 第 1 条 定款第34条の規定に基づき、本協会が特別会員に係る業務の一部を委託する特別会員の組織する団体は、次の各号に掲げる特別会員の区分に従い、当該各号に掲げる団体とする。 1 都市銀行、信託銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、農林中央金庫及び株式会社<u>商工組合中央金庫</u> 全国銀行協会 2 全国地方銀行協会加盟行 社団法人全国地方銀行協会 付 則 1 この改正は、平成20年10月 1 日から施行する。	特別会員の組織する団体等に対する業務委託に関する規則 (委託先団体) 第 1 条 定款第34条の規定に基づき、本協会が特別会員に係る業務の一部を委託する特別会員の組織する団体は、次の各号に掲げる特別会員の区分に従い、当該各号に掲げる団体とする。 1 都市銀行、信託銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、農林中央金庫及び<u>商工組合中央金庫</u> 全国銀行協会 2 全国地方銀行協会加盟行 社団法人全国地方銀行協会